

修正案の愛西市こども計画 抜粋

第7章

子ども・子育て支援事業計画

2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。市内には2園の私立幼稚園があります。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には2か所の公立保育園、4か所の私立保育園、6か所の私立認定こども園があります。

図表6-1 教育・保育の量の見込みと確保方策

【1号認定】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220	215	216	215	216
確保方策	474	467	467	467	467
②特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	474	467	467	467	467
③確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
④提供量合計(②+③)	474	467	467	467	467
過不足(④-①)	254	252	251	252	251

【2号認定】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	932	906	913	910	915
幼児期の学校教育の利用希望が強い	105	102	103	103	103
上記以外	827	804	810	807	812
②確保方策 特定教育・保育施設	1,180	1,114	1,114	1,114	1,114
過不足(②-①)	248	208	201	204	199

【3号認定(0歳)】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	75	77	77	75
確保方策	116	120	120	120	120
②特定教育・保育施設	116	120	120	120	120
③地域型保育事業	0	0	0	0	0
④提供量合計(②+③)	116	120	120	120	120
過不足(④-①)	36	45	43	43	45

【3号認定（1・2歳）】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	451	445	450	442	446
1歳児	204	219	219	213	218
2歳児	247	226	231	229	228
確保方策	455	463	466	466	466
②特定教育・保育施設	455	463	466	466	466
③地域型保育事業	0	0	0	0	0
④提供量合計（②+③）	455	463	466	466	466
過不足（④-①）	4	18	16	24	20

(2) 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の保育利用率は、国から示された基本指針等に従い、推計した各年度の0～2歳の子どもの数に対する3号認定の教育・保育事業の利用児童数（量の見込み）の割合を元に、図表6-2のとおり定めます。

図表6-2 0～2歳児の保育利用率

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児人口（人）	1,016	1,019	1,079	1,071	1,071
3号認定の教育・保育事業の利用児童数（人）	531	520	527	519	521
保育利用率（％）	52.3	51.0	48.8	48.5	48.6

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない乳幼児に対し、保護者の就労有無や理由を問わず月一定時間まで保育施設を利用することができるようにする制度です。

〈見込み量と確保方策〉

本市においては、令和8年度からの国の本格実施に沿って対応します。

図表6-29 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	0	6	6	6	6
0歳児	0	2	2	2	2
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	2	2	2	2
②確保方策（人日）	0	6	6	6	6
0歳児	0	2	2	2	2
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	2	2	2	2

(17) 産後ケア事業

出産後1年以内で、心身の不調や育児不安等があるなど支援が必要な母親及びその子どもに対し、母親への身体的・心理的支援や育児指導・社会的資源の紹介等を行う事業です。令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられました。

〈現状〉

産後に支援が必要な産婦が医療機関に宿泊し、身体のケアや育児のサポートを受けられる体制を整備しており、4か所の医療機関で実施しています。

図表6-30 産後ケア事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	8	19

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新子育て安心プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育園、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほか、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市における、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・対応に資することを目的とし、システム管理を行うことで、虐待に関する関係機関との連携を強化し、情報がスムーズに共有できるようにしています。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を検討します。また、認定こども園、幼稚園及び保育園と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、**教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。更に、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携も検討します。**